寺内小のいじめ対応方針

(いじめ防止基本方針は、寺内小 ホームページに掲載しております).

いじめの定義: 当該児童生徒が一定の人的関係のある者から、心理的物理的な攻撃をうけたことにより、心身の苦痛を感じているもの。

☆早期発見のための取組み (どの学年 どのクラスでも起こりうる)

- ○授業中だけでなく、子どもたちの日常の生活の様子をしっかりと観察
- ○いつでも相談を受け入れる環境づくり(相談ポスト)
- 〇アンケートによる個別の調査を実施(年3回実施後、全職員で共通して把握する)
- 〇日頃から保護者との綿密な連携

☆早期対応

◎ いじめを確認したら

(本人・保護者からの訴えや上記早期発見のための取組み等で発覚したら)

① 関係者で話し合い

いじめにあたるか否かの判断は表面的形式的に行うことなく、**いじめられた児童の 立場に立って行う。**さらに、**保護者との連携**を図る

② 対応チームの編成 担任等が一人で抱え込まず、チーム体制で対応する

③内容によっては、対応チームで協議し、保護者との相談の上、警察、教育委員会及 び関係機関に連携・協力を依頼する

いじめ被害者 → 「**絶対に守る**」との学校側の強い意志で職員体制を組み、心のケアも 充分にする

いじめ加害者 → 反省心の醸成を図り「**断じて許さない**」との学校側の強い意志で再発 防止に努める

日頃より、仲間づくり・学級づくりに学校全体で取り組む

※本校では、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ防止基本方針」を策定しています。 いじめ防止等に向けた組織的な対応の充実をめざします。